

阿波公営住宅
入居者募集要項
(令和2年4月入居分)



津山市

申 込 期 間

令和2年1月6日（月）から令和2年1月31日（金）まで

ただし、祝祭日及び土・日曜日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで
※金曜日は、午後7時まで受付時間を延長します。（要事前連絡）

提 出 先

津山市山北520番地（津山市役所6階）

一般財団法人 津山市都市整備公社 業務推進課

所定の申込書に必要書類を添付して、申込者本人又は入居される家族の方が持参してください。

※書類不備の場合は受付できませんので、書類を十分確認のうえ提出してください。

抽 選 会

令和2年2月中旬

申込者多数の場合は、抽選を行い、入居者を決定します。

抽選会のご案内は、2月上旬に発送予定です。

抽選会を欠席された場合、「失格」となりますので、ご注意ください。

入居予定日

令和2年4月1日（水）

ただし、祝祭日及び土・日曜日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

※入居可否の決定は、入居予定日の30日前頃を予定しています。

阿波公営住宅は、阿波地域における若者の

定住促進を目的に設置された住宅です。

1. 募集団地について

団地名	所在地 (管理開始年)	構造	間取り 面積	家賃 (円)	風呂 設備	便所
大畑	阿波 1238 (平成 9 年)	木造 2 階建	2 L D K 97.0 m ²	世帯主の年齢が満 40 歳 未満の津山市阿波地域に 定住を希望する家族で将 来阿波地域内に住宅を建 築し、または取得する予定 を有するもの 30,000 市長が特に必要と認める 者 45,000	有	水洗

※家賃は、現在の金額です。入居時、次年度以降の家賃額とは異なる場合があります。

2. 入居資格

「入居資格審査」の際に、次の①から④のすべての項目に該当していることが必要です。

- ① 世帯主の年齢が満 40 歳未満の津山市阿波地域に定住を希望する家族で将来阿波地域内に住宅を建築し、または取得する予定を有するもの。または、市長が特に必要と認める者。
- ② 市(区)町村税の滞納がないこと
- ③ 連帯保証人がある方
入居が決定し、入居手続きの際には、申込者と同等以上の収入があり、独立の生計を営み、かつ、確実な保証能力を有する連帯保証人 1 名が必要になります。
- ④ 入居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 条）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと

3. 申込みに当たっての留意事項

(1) 申込み

- ① 申込みは、1世帯あたり1通に限ります。1世帯で複数の申込書を提出した場合は、すべて無効となります。
- ② 「入居申込書」に必要事項の記入がない場合、受付ができないことがあります。
- ③ 「入居申込書」の提出後は、記載事項の変更はできません。
- ④ 「入居申込書」の提出後は、出生、死亡以外の理由による入居しようとする者の増減はできません。
- ⑤ 提出書類は、辞退や不入居等の場合も返却はしません。

(2) 入居者の決定など

- ① 津山市営阿波公営住宅条例及び津山市営阿波公営住宅条例施行規則に基づき、申込内容について資格審査を行い、入居資格の有無を判定します。資格審査の結果、入居資格がないと判定された場合、入居することはできません。
- ② 入居資格を有する申込者の数が、募集戸数を超える場合は、市役所本庁舎内で申込者による公開抽選を行い、入居者を決定します。

4. 申込に必要な書類

書類不備の場合は、申込みを受け付けることができない場合もありますので、十分確認してください。

(1) 必ず必要な書類

① 阿波公営住宅入居申込書

記載にあたっては、P6・7の記入例を参照ください。

② 完納証明書（発行後3か月以内のもの）

発行場所：市役所2階税制課、各支所市民生活課、阿波出張所地域振興課
住民税の証明は当該年1月1日の住所地の市町村での発行となります。

③ 世帯全員が載った住民票の写し（発行後3か月以内のもの）

発行場所：市役所1階市民課・各支所市民生活課・阿波出張所地域振興課等

必ず「続柄と戸籍の表示がされたもの」で、「この写しは世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する」と記載されていることが必要です。

※入居しようとする者が現在は世帯が異なる場合、それぞれの世帯全員が載った住民票の写しが必要です。

※世帯が異なる方が婚約者以外の場合、入居申込者との続柄を確認できる書類（戸籍謄本等）も必要

です。

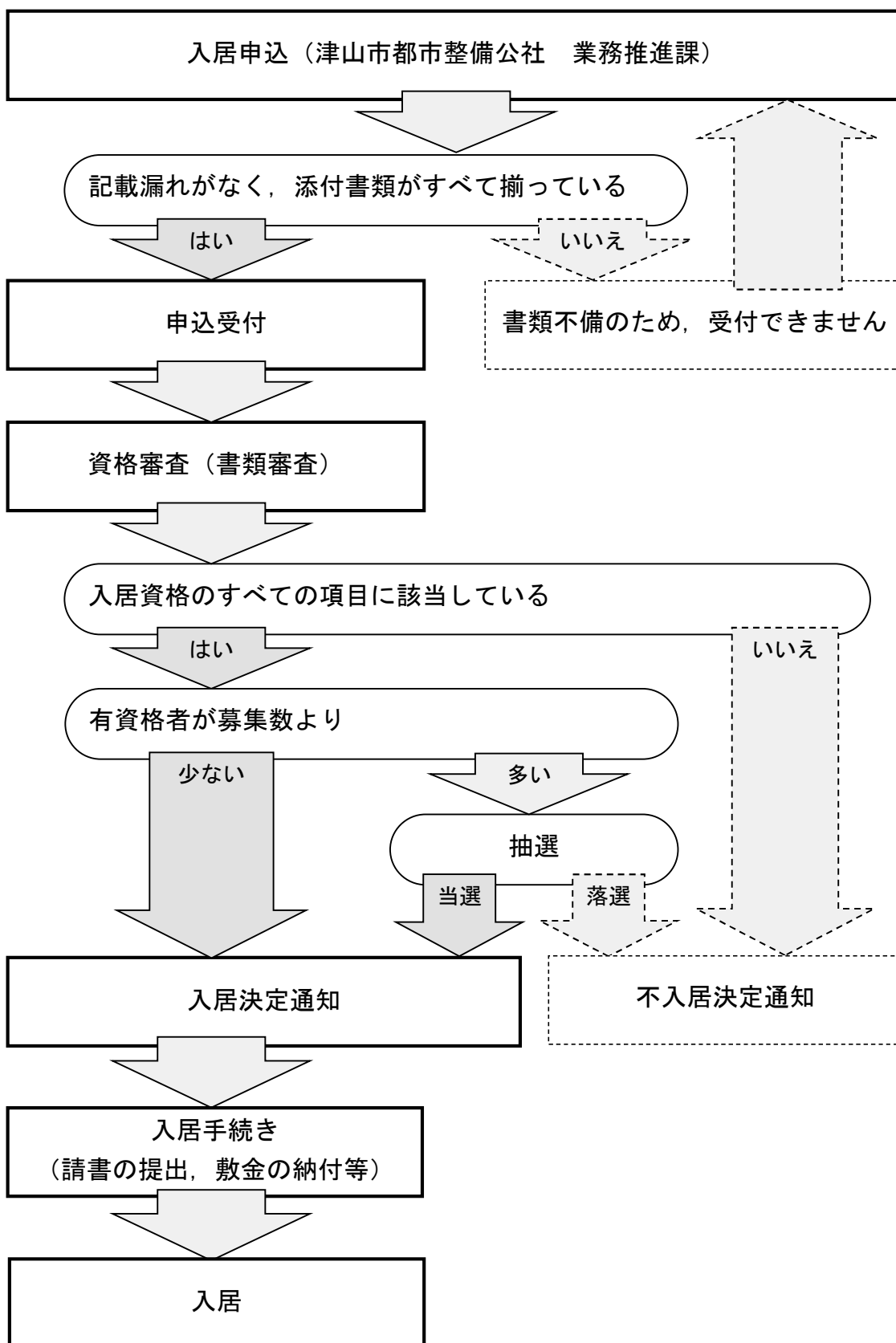
④ 入居しようとする者が暴力団員でないことの誓約書兼同意書

※必要に応じてその他の書類の提出をお願いすることがあります。

5. 入居時、入居後の注意事項等

- ① 入居手続きは、入居決定後、10日以内に行ってください。
- ② 敷金は、家賃の1か月分を入居手続き時に納入していただきます。
- ③ 家賃は、毎月末日までにその月分を納付していただきます。
- ④ 家賃とは別に、町内会費等が必要となる場合があります。
- ⑤ 入居する団地の自治会又はその団地が属する町内会に、入居する方の「氏名、部屋番号、世帯員数」等をお伝えします。
- ⑥ 募集团地すべての住宅に駐車場はありますが、住宅ごとに駐車可能台数が異なる場合があります。駐車場が不足する場合、入居者ご自身で団地外に確保してください。
- ⑦ 団地内では、犬・猫・鳥などの動物を飼うことはできません。
- ⑧ 畳・ふすま・その他の消耗品や電球・水道パッキン交換等の小修繕は、すべて「入居者負担の原則」に従い、入居者において修繕していただきます。
- ⑨ 入居後、団地内において他の居住者と円満な共同生活ができない場合は、退去していただくこととなります。
- ⑩ 次のいずれかに該当する場合は、住宅の明渡し及び損害賠償を請求することとなります。
 - ・不正行為によって入居したとき
 - ・家賃を3か月以上滞納したとき
 - ・住宅を故意に損傷したとき
 - ・正当な理由によらないで15日以上住宅を使用しないとき
 - ・無断で住宅の模様替えや増築をしたとき

6. 入居申込みから入居までの主な流れ



記入例(表面)

様式第1号(第2条関係)

阿波公営住宅入居申込書

令和 元 年 9 月 6 日

津山市長 谷 口 圭 三 殿

入居希望住宅名	大畑住宅	申込者 氏名 津山 一郎 津山
---------	-------------	--

阿波公営住宅に入居したいので、次のとおり津山市阿波公営住宅条例第5条第1項の規定により申込みをします。なお、本書記載内容が事実と相違するときは、入居に係る一切の権利を放棄します。

また、入居者資格の審査の必要がある場合には、私及び世帯員に関する事項について、津山市が関係機関に照会を行うことを同意します。

申 込 者	現住所	郵便番号 708-0004 電話番号 0868-23-2111 津山市山北520 ハイッ岡山7号						
	引続き住んでいる期間	3 年 月						
	フリガナ	ツヤマ イチロウ			(男・女)	生年月日	S42年 9月 12日	
	氏名	津山 一郎						
者	勤務先名称	(有)ツヤマ管理						
	又は所在地	津山市山下92						
入 居 し よ う と す る 者	営業所電話番号	0868-22-**** 内線			勤務又は営業年数		21 年 6 月	
	続柄	氏名	生年月日	職 業	障害・特障・寡婦(夫)の有無	収入金額(年収)	所得金額	現 況
	本人	津山 一郎			無	4,000,000円	2,660,000円	
	妻	よし子	S42.4.6	無 職	〃	0円	0円	同居 ・別居
								同居・別居
								同居・別居
								同居・別居
入居しないが所得税法上扶養している親族	続柄	氏名		生年月日	障害・特障・寡婦(夫)の有無		備 考	

記入例(裏面)

◆申込む月の前月から過去1年間の総支給額(税込み総支給額)(単位:円)

給与証明書 (給与所得者)	次の者は、当所に勤務し、次のとおり給与等を支給したことを証明します。 令和 元 年 9 月 6 日 給与支給者 所在地 津山市山下92 名称及び 代表取締役 美作 忠 代表者氏名							
	氏名	津山 一郎			採用年月日	H19 年 4 月 1 日		
	支給年月	H30.9	H30.10	H30.11	H30.12	H31.1	H31.2	扶養家族 1 人
	給与	300.000	300.000	300.000	300.000	300.000	300.000	
	賞与等				200.000			
	支給年月	H31.3	H31.4	R1.5	R1.6	R1.7	R1.8	総支給額 4,000,000
	給与	300.000	300.000	300.000	300.000	300.000	300.000	
賞与等				200.000				

◆申込む月の前月から過去1年間分(単位:円)

収入証明書 (事業所得者)	私の所得は下記のとおり相違ありません。 所在地 氏名							
	収入月日							扶養家族 人
	総収入額							
	必要経費							
	所得額							総所得額
	収入月日							
	総収入額							
必要経費								
所得額								

現住所の付近見取り図 (目標となるところをわかりやすく)	間取り図			
	4.5 畳	玄関	台所	便所
	6 畳	6 畳	6 畳	

市営住宅に関する お問い合わせ先

津山市山北520 (津山市役所6階)
 一般財団法人 津山市都市整備公社 業務推進課

TEL 0868-32-2127 (直通)

毎週 月～金曜日(祝祭日を除く) 8:30～17:15

※金曜日は、19:00まで受付可能(要連絡)